

第3章

景観まちづくりの展開

- 1 建築行為等の事前協議及び届出
- 2 景観資源の保全と活用の方針
- 3 推進体制
- 4 区民・事業者との連携



諏方神社 御神幸祭

第3章 景観まちづくりの展開

1 建築行為等の事前協議及び届出

良好な景観形成の基準については、景観法に基づく届出制度により、区では一定の規模以上の建築物等の規制誘導を図ります。また、景観法に基づく届出のほかに、荒川区景観条例に基づく事前協議制度により、区の大規模建築物や公共施設等(P86に提示)を含め、事業の企画段階から事業者と景観に関する協議を行い、建築物等の良好な景観誘導を図ります。

届出や事前協議の対象とならない建築物等については、当該の景観形成の基準に適合するように努めるものとします。

以下に「届出及び事前協議の対象とならない全ての建築物等」を始め、届出と事前協議に関する「行為の種類・規模」と「景観形成の方針・基準等」の一覧を示します。

■荒川区景観条例に基づく適合努力義務

行為の種類・規模		景観形成の方針・基準等
届出及び事前協議の対象とならない全ての建築物等		<適用される基準・方針> ・景観形成の方針・基準 ・色彩基準 ・屋外広告物の景観基準

■荒川区景観条例に基づく事前協議（東京都による事前協議の対象は除く。）

行為の種類・規模		景観形成の方針・基準等	
基本 景観 軸	一般建築物	届出対象全て	<適用される基準・方針> ・景観形成の方針・基準 ・色彩基準 ・屋外広告物の景観基準
	工作物・開発行為		
地 域 一 般	大規模建築物	高さ \geq 21m又は延べ面積 \geq 3,000 m ²	<事前協議の時期> ・建築確認申請等の60日以上前 ・開発行為許可申請等の30日以上前
	工作物・開発行為	届出対象全て	

■景観法に基づく届出

行為の種類・規模		景観形成の方針・基準等	
景観 基本 軸	一般建築物	都電景観軸： 高さ \geq 10m又は延べ面積 \geq 500 m ²	<適用される基準・方針> ・景観形成の方針・基準 ・色彩基準 ・屋外広告物の景観基準 <届出の時期> ・建築確認申請等の30日以上前 ・開発行為許可申請等の日まで
		隅田川景観軸： 高さ \geq 15m又は延べ面積 \geq 1,000 m ²	
		日暮里台地景観軸： 高さ \geq 10m又は延べ面積 \geq 500 m ²	
	工作物	都電景観軸： 高さ \geq 10m又は築造面積 \geq 500 m ²	
		隅田川景観軸： 高さ \geq 15m又は築造面積 \geq 1,000 m ²	
		日暮里台地景観軸： 高さ \geq 10m又は築造面積 \geq 500 m ²	
開発行為	開発区域の面積 \geq 500 m ²		
一 般 地 域	一般建築物	高さ \geq 15m又は延べ面積 \geq 1,000 m ²	
	工作物	高さ \geq 15m又は築造面積 \geq 1,000 m ²	
	開発行為	開発区域の面積 \geq 1,000 m ²	

■公共施設等の扱いについて

行為の種類・規模		景観形成の方針・基準等	
公 共 施 設 等	公共建築物・公共工作物等	事前協議は全て対象 (ただし、緊急、日常的補修工事等は除く。) 届出対象物件は通知が必要	<事前協議の時期> ・計画通知の60日以上前 <通知の時期> ・届出対象に該当する場合は、計画通知の30日以上前に通知を行う
	鉄道・公共施設等*	事前協議は全て対象 (ただし、緊急、日常的補修工事等は除く。)	<事前協議の時期> ・設計が容易に変更できる時期

※ 鉄道高架、道路、公園、河川、橋梁等

1.1 事前協議制度【荒川区景観条例第 17 条、18 条、19 条】

① 事前相談

より良い景観を形成するためには、敷地及びその周辺の特徴を理解し、計画を十分に検討することが重要です。そのため、事業者及び計画者は、建築行為等に着手する場合、敷地規模の大小に関わらず、敷地に関係する土地利用規制を把握する初期段階の際に、本計画の内容について区から情報提供を受け、計画へ反映することが望まれます。

この際に、届出等の有無に関わらず、設計上の配慮などについて日常的に相談を行う仕組みを事前相談と位置付けます。事業者及び計画者は、必要に応じて、景観アドバイザーの意見を聴くことが可能です。

② 区の前協議

景観法に基づく届出のみでは、景観形成基準による「規制」にとどまり、良好な景観を誘導していくには限界があります。特に区として良好な景観形成を推進することとしている「景観基本軸」や、景観に大きな影響を与えるような大規模な建築物においては、届出の前に区と事業者等が事前協議を行う仕組みを構築します。

この事前協議制度により、区は、事業の企画段階から事業者と景観に関する協議を行うことにより、良好な景観形成の誘導に取り組みます。また事前協議の際には「荒川区景観形成ガイドライン」などを活用していきます。

【協議の時期】

荒川区では、届出の時期を確認申請・開発許可申請などの提出の 30 日以上前に定めていますが、実際に協議を受けて、建築物の形態やデザインの変更を行うことは、一定の作業時間が必要となります。このため、事前協議制度を導入し、事業の企画段階から協議を行うために、協議の時期を建築確認申請等の 60 日前までとします。

【大規模建築物】

荒川区では、東京都景観条例による大規模建築物とは別に、区の大規模建築物を定め、事前協議の対象物件とします。

高さ $\geq 21\text{m}$ 又は 延べ面積 $\geq 3,000\text{ m}^2$
--

【鉄道・公共施設】

荒川区では、景観的な影響が大きく先導的な景観形成も求められる公共建築物や鉄道、道路、公園、河川、橋梁等の公共施設についても、新築・新設、増築、改修、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更等を行う場合は、連絡調整を図った上で事前協議の対象物件とします。

ただし、災害時において応急措置として行う事業や地下構造物などの周辺景観に与える影響がない事業及び、部分的な維持補修などの小規模な事業は、適用を除外するものとします。

③ 東京都の前協議

東京都景観計画では、都が別途に定める市街地再開発事業、特定街区などの都市開発諸制度を活用する建築計画等について、都市計画決定等の前に事前協議を行うことが必要です。この際に、地元自治体として良好な景観となるよう、事前協議書の作成時や修正時に必要な要請をしていきます。

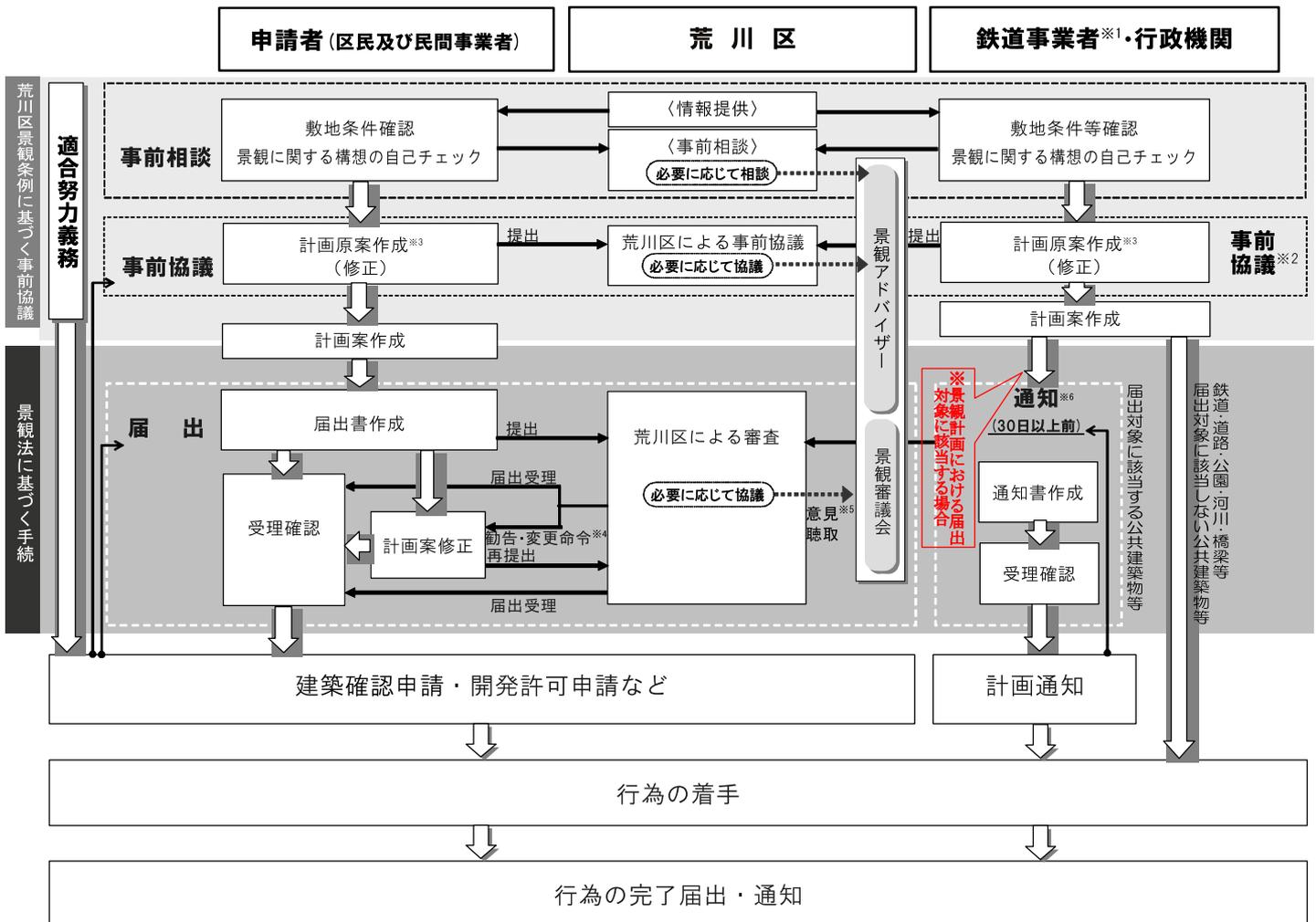
【届出の対象と時期】 届出の対象と時期は巻末資料の 2 を御覧下さい。

【注意点】 都の協議が完了したものは、区の前協議も完了したものとみなしますが、区への届出は改めて必要です。

1.2 届出制度【景観法第 16 条、第 18 条、荒川区景観条例第 11 条～19 条】

協議を行う場合に、事前に流れを把握して進められるよう、以下に事前相談、事前協議、届出を含めた一連のフローを示します。

(届出対象行為と規模については、P85 の一覧表を参照)



- ※1：鉄道事業者が高架構造物や高架下の修景などを行う場合は規模にかかわらず事前協議が必要となります。この場合は行為の内容を説明して頂き、その内容に応じた対応を検討します。
- ※2：公共建築物等は計画通知の60日以上前、鉄道・道路・公園・河川・橋梁等は設計が容易に変更できる時期に事前協議が必要となります。
- ※3：事前協議が必要な行為の種類・規模を確認し、説明書とチェックリスト等を作成して頂きます。
- ※4：建築物及び工作物については、勧告・変更命令を行います。
- ※5：届出にかかわる勧告・変更命令に関することなどについて、必要に応じて景観審議会の意見を聴きます。
- ※6：届出対象に該当する場合は通知(景観法第16条第5項)が必要となります。

2 景観資源の保全と活用の方針

景観資源を保全・活用する方策として、景観法に、景観重要建造物と景観重要樹木の指定制度が設けられています。しかし、これらは指定に伴い様々な制約があるので、所有者等との時間をかけた協議が必要です。そこで、現状変更などに関する制限を伴わない制度として、区独自に重要な景観資源を「荒川区風景資産」に指定します。

「荒川区風景資産」の選定は、区民の声を反映しながら行うものとします。そのために、まず区民との協働により候補となる資源を発掘するとともに、その重要性を区民、事業者、区で認識・共有することから始めます。さらに、「荒川区風景資産」を活用して、必要に応じて景観まちづくり活動やルールづくり等による景観形成を推進していきます。

2.1 荒川区風景資産の指定方針【荒川区景観条例第 25 条】

① 指定対象

風景資産は、主として地域の風土、歴史、文化を感じさせるものや地域のシンボルやランドマークとなるものを対象とし、建造物(建築物及び橋梁^{りょう}等の土木施設)や樹木等の資源から適切なものを選定することはもちろんのこと、単体でなくても区民に親しまれている景観資源として、優れた眺望や下町らしさを残す街並み、軒先の花や緑、さらには地域の行祭事なども指定対象とします。

② 推薦方法

推薦したい風景資産については、なぜ素晴らしいのか、その理由とPRポイントを文章、写真、図などを用いて、指定フォーマットの紙面や電子データにまとめ、区に提出して頂きます。

③ 指定方法

区民から寄せられた荒川区風景資産の候補から、景観審議会等の意見を踏まえて荒川区風景資産を選定し、所有者や管理者の同意が得られたものから順次指定します。

④ 「荒川区風景資産」を生かした景観形成の推進

「荒川区風景資産」に指定された景観資源については積極的に周知・広報活動を展開し、その景観的な重要性を所有者及び区民に理解して頂き、保全・活用につなげます。

また、周辺での建築行為等については、届出や事前協議の中で景観資源に対する配慮を求めていくとともに、必要に応じて景観資源周辺の整備や住民による自主的な保全・管理等の活動及び「景観推進地区」の指定の促進を図ります。

2.2 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

【景観法第8条第2項第3号関係、荒川区景観条例第20条～24条】

「荒川区風景資産」のうち、所有者や管理者等の同意の得られた建造物や樹木は、重要な景観資源として適切に維持・保全するために、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に向けた検討を行います。

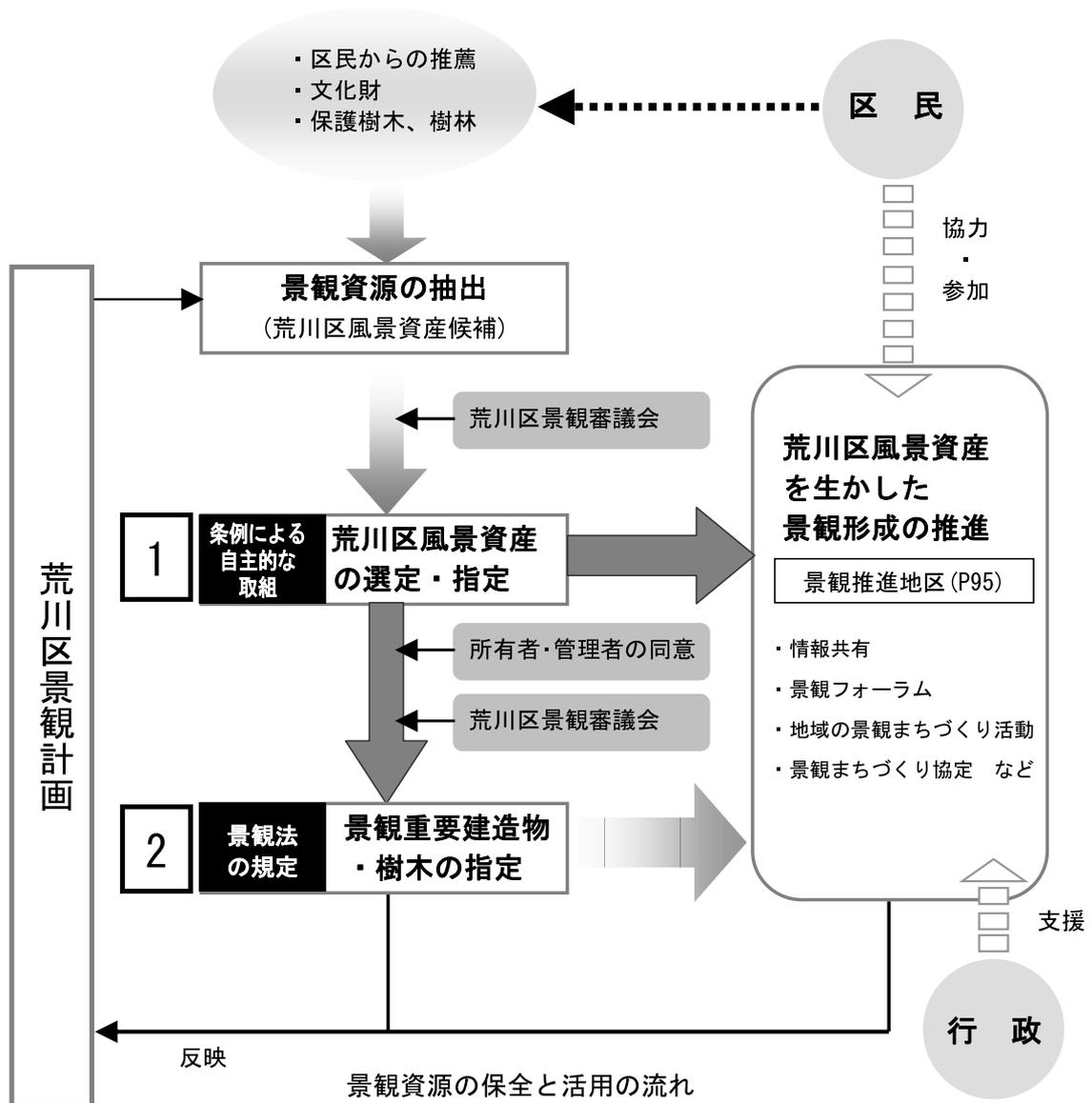
景観重要建造物及び景観重要樹木は、道路等の公共空間から見ることができ、それぞれ以下に示す項目に該当するものを指定します。

① 景観重要建造物の指定の方針

- ・地域の歴史や文化を感じさせるもの
- ・地域のシンボルやランドマークとなるもの
- ・地域の景観を特徴付け、地域の景観形成を先導するもの
- ・外観の意匠などに特色があるもの

② 景観重要樹木の指定の方針

- ・地域の歴史や文化を感じさせるもの
- ・地域のシンボルやランドマークとなるもの
- ・地域の景観を特徴付け、地域の景観形成を先導するもの



2.3 地域固有の景観資源の周辺における景観形成

地域固有の景観資源を生かすことは、良好な景観形成の取組みを周辺の地域に広げ奥行きのある景観をつくり、景観形成の相乗効果を高めます。そのために、景観資源周辺の住民等の景観に対する意識の向上を促進し、景観資源の周辺における良好な景観形成を働き掛けていきます。

① 景観重要公共施設の周辺における景観形成

道路や河川、公園等の公共施設は、景観として見られる対象となるだけでなく、周囲の街並みを眺める貴重なオープンスペースでもあります。このことに留意して、特に景観重要公共施設の周辺は、当該施設からの眺めに配慮した街並み景観を形成することが求められます。また、道路や河川に沿う建築物は公共施設に顔を向けるとともに、公共空間と街並みが調和した一体感のある景観形成を推進することが望まれます。

このため、個々の景観重要公共施設の良好な景観形成はもとより、区民や事業者と協働して民有地を含めた周辺の街並み景観の質の向上を推進していきます。

② 荒川区風景資産の周辺における景観形成

下町らしさを残す街並み等の風景を指定する荒川区風景資産については、この資産を生かした周辺の景観まちづくりを働き掛け、区民主体の保全・活用の具体的な動きに合わせて、本計画へ反映していきます。

特に、荒川区風景資産が地域の総意によって指定された場合には、この資産を生かすことにより地域の景観まちづくりをスタートし、景観まちなみ協定等を活用した景観形成を進めていきます。また、資産の価値や資産を生かした景観についての共通認識を高めていきます。

③ 景観重要建造物・景観重要樹木等の周辺における景観形成

景観重要建造物・樹木及び国や都、区により文化財等に指定されている建造物は、資源の適正な管理とともに地域での活用の方向に基づいた周辺地域での良好な景観形成を進めるため、この景観資源を生かした周辺の景観まちづくりを地域住民に働きかけます。地域の住民や関係者等と景観資源を中心に据えた協議の場を設定して、地域景観の将来像の共有化を図ります。さらに、その将来像の実現化に必要な景観形成のためのルールや基準などを検討し、その結果を本計画へ反映します。

3 推進体制

3.1 荒川区景観審議会の設置【荒川区景観条例第37条】

区における良好な景観の形成に関する重要事項を調査及び審議するため、区長の附属機関として、荒川区景観審議会を設置します。景観審議会は区長の諮問に応じて次の事項を調査・審議します。

- ①景観計画の策定・見直しに関すること。
- ②届出制度に関する勧告や変更命令に関すること。
- ③景観重要建造物等の指定及び解除に関すること。
- ④景観の形成に関する重要事項に関すること。
- ⑤東京都又は隣接区との協議に関する事項
- ⑥荒川区景観形成ガイドラインに関する事項
- ⑦景観協定に関する事項
- ⑧大規模開発事業の事前協議に関する事項
- ⑨表彰制度に関する事項
- ⑩その他、区長が必要と認める事項

3.2 景観アドバイザー制度の設置【荒川区景観条例第33条】

景観アドバイザーは、事前相談や事前協議、一般の届出案件に関わる審議の他、区の公共建築物・公共施設の整備に関わるアドバイス、区民が主体となって進める景観まちづくりに関わるアドバイスなどを行う役割を担います。

そのため状況に応じ、区長は景観に関して専門的な知見を有する専門家（学識経験者、地域の景観専門家・まちづくり専門家、色彩専門家など）を複数人委任します。

① 事前協議案件

高さ $\geq 21\text{m}$ 又は延べ面積 $\geq 3,000\text{ m}^2$ （都の案件は除く）及び、景観基本軸（都電、隅田川、日暮里台地）の全ての案件を指します。

② 一般の届出案件

一般届出のうち景観上影響の大きい案件について内容を審議します。なお、景観アドバイザーでの判断が難しい場合は、景観審議会の意見を聞きます。

3.3 景観担当部門の庁内体制の充実

事前協議や届出の窓口対応と、区民の景観まちづくり活動を支援する景観担当部門の体制の充実と、景観誘導のための資料として荒川区景観形成ガイドラインやパンフレット等の整備を図ります。さらに、景観に関わる事業や取組を統括し、区民や庁内関係各課との調整・連携により総合的で効果的な景観まちづくりを推進します。

3.4 荒川区景観形成ガイドラインの作成

荒川区景観計画に示された景観形成の基準等については、景観形成の主体となる区民、事業者、行政が共通認識を持つことができるよう、図や事例写真等を用いて考え方や具体的な配慮事項をわかりやすく解説した「荒川区景観形成ガイドライン」を作成します。

4 区民・事業者との連携

4.1 区民・事業者及び区の役割

区民や事業者が所有する民有空間は、行政が所有する公共空間とともに、荒川区の景観を形成している大切な要素です。このため、良好な景観形成を推進するためには、区民や事業者の理解と協力が不可欠です。

景観を形成する主体は、行政だけでなく、区民や事業者であること、また、区の景観は区民や事業者等の共有の財産であることを認識した上で、それぞれの役割を理解・共有し、共に行動していくことが求められます。

以下に景観形成の担い手となる区民・事業者及び区の役割を示します。

① 区民の役割

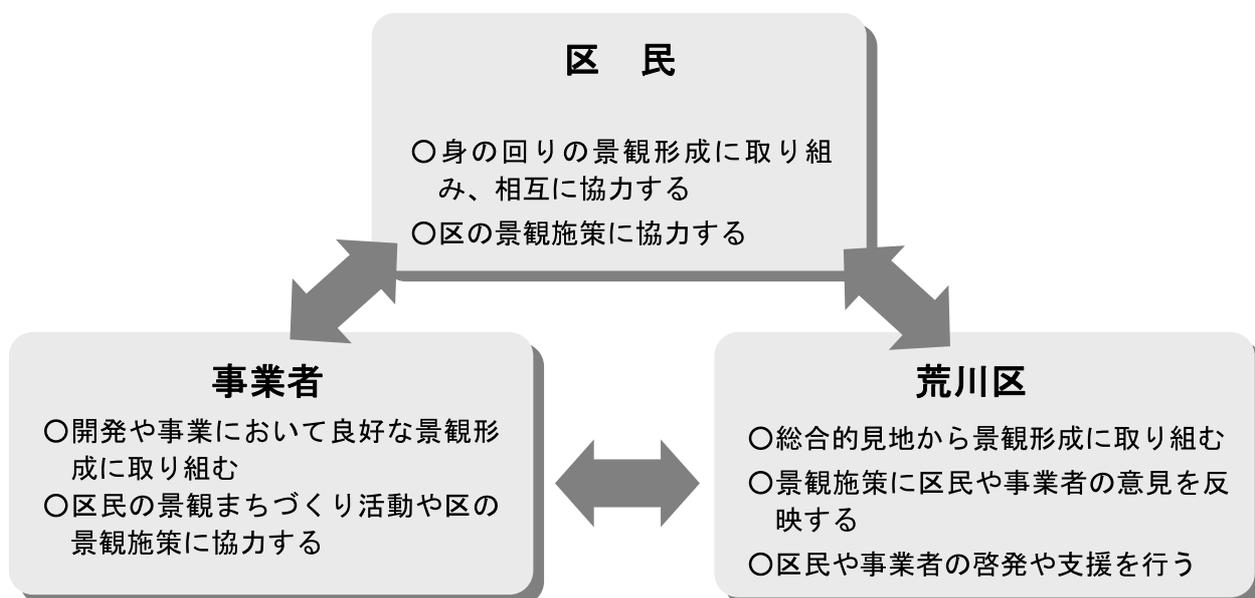
- ・ 区民は、良好な景観形成に関する理解を深めながら、身の回りの景観形成に取り組むとともに、区民相互に協力します。
- ・ 区民は、区が実施する景観形成に関する施策に協力します。

② 事業者の役割

- ・ 事業者は、開発や事業において、周辺の街並み等の景観に与える影響を認識し、良好な景観形成に取り組みます。
- ・ 事業者は、区民が取り組む景観まちづくりや区が実施する景観形成に関する施策に協力します。

③ 荒川区の役割

- ・ 区は、区民や事業者、国、東京都及び隣接区と相互に連携し、総合的な見地から区内の景観形成に取り組めます。
- ・ 区は、景観形成に関する施策の策定及び実施に当たっては、区民や事業者の意見を反映します。
- ・ 区は、景観形成に関する情報提供を積極的に行い、区民及び事業者の景観意識の啓発及び景観まちづくり活動を支援します。

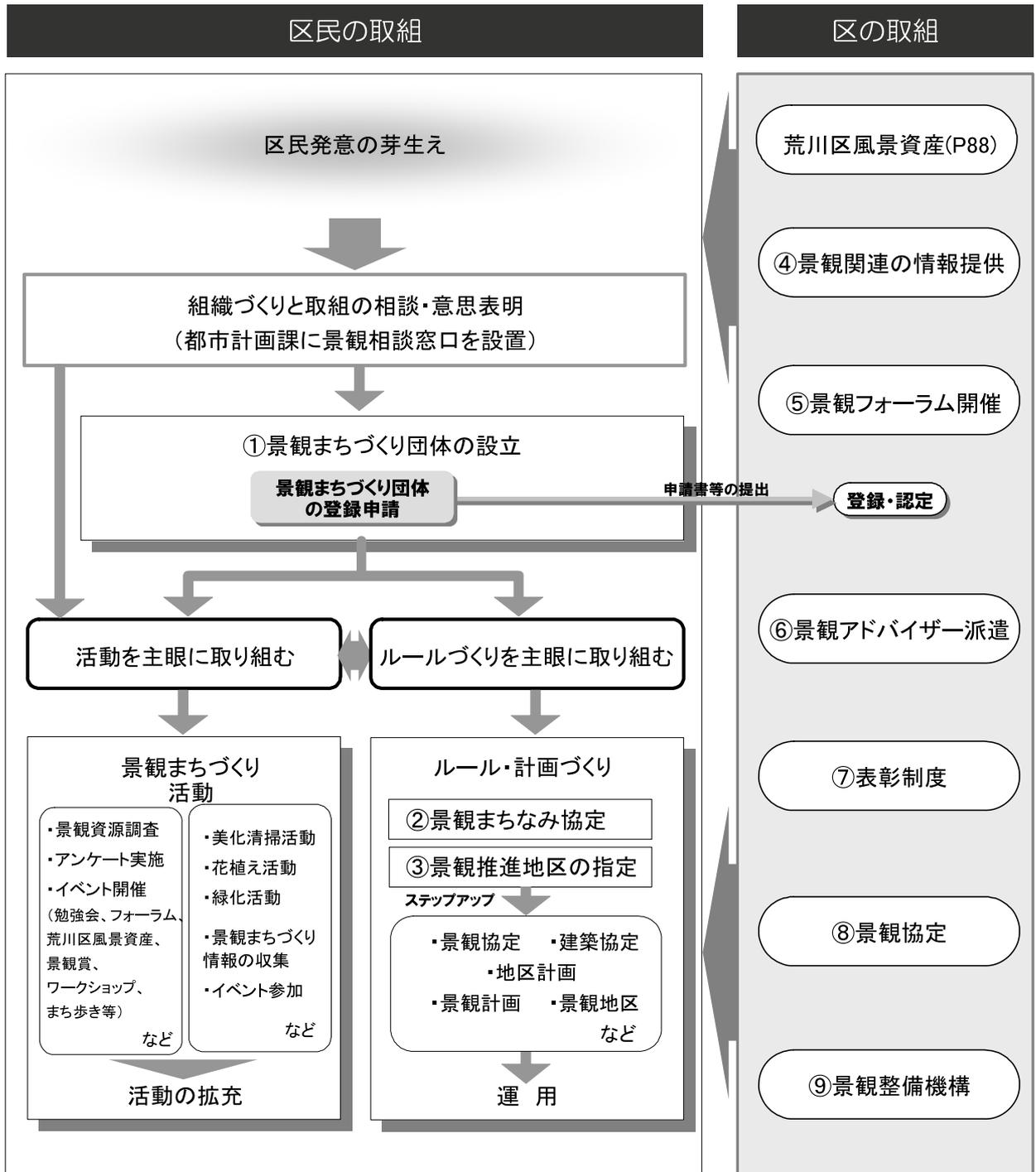


4.2 区民と進める景観形成

良好な景観形成は、居住環境の向上など区民の生活に密接に関係するとともに、地域の価値を一層高めていくものです。

そのため、区民等が地域の景観への関心を高め、身近な地域に目を向けることが大切です。身近な地域の様子を知り、地域において守り育てるべき景観という意識が形成され、地域住民等の参加と合意によって、地域独自の良好な景観まちづくりが可能となります。

区は、以下の取組を区民及び場合によっては事業者も含めて協働で実践することにより、区民や事業者の発意に基づく身近な景観まちづくりを推進します。



① 景観まちづくり団体【荒川区景観条例第 26 条～29 条】

景観まちづくり団体は、景観まちなみ協定や景観推進地区の指定等による地区の景観ルールづくりを目指した活動や、景観に関する調査やイベント、身の回りの美化清掃や花植え・緑化活動等の景観まちづくり活動を行う区民組織を育成・認定する制度です。

区民等は、申請書等の必要書類を提出して団体登録の申請を行うことができます。景観まちづくり団体として認定されると、区から景観アドバイザーの派遣などの技術的支援を受けることができます。

② 景観まちなみ協定【荒川区景観条例第 30 条～32 条】

○制度創設の趣旨

景観まちなみ協定は、地域の住民等が協力して街並みの景観を築いていく制度です。

景観づくりは、住まいの玄関先に鉢植えを一つ置くことから始めることができます。一人でも楽しめる景観づくりですが、御近所の方々と力を合わせて取組むと相乗効果で景観の魅力が大きくなります。さらに、「景観やまちを大切にしたい」という思いを持つ仲間が広がっていくことで、地域や区全体の景観が魅力的になります。

三軒以上の小さな規模から、住まいの周辺で景観まちづくりに関心のある人たちが集まり、良好な街並み景観の形成に向けた約束事（ルール）などを話し合っただけで、地域で自主的に守っていく新たな制度として、景観まちなみ協定を創設します。

○協定の内容

- ・塀や玄関周りの約束事（生垣化やプランターの設置、植物の種類）など
- ・看板や屋外広告物の約束事など
- ・色彩に関する約束事など

○制度の特徴

本協定は、景観法や都市計画法、建築基準法などの法律を根拠とした制度ではなく、荒川区景観条例を根拠とする住民等の相互の信頼を基本とする緩やかな規制による制度です。景観づくりに関心のある御近所や仲間が集まり、すぐにでも簡単な約束事を定めて守っていくことができる仕組みとします。

○活用の方向

荒川区の地区や景観の特性から以下のような活用が考えられます。

【コツ通り(旧日光道中)沿道】

コツ通り(旧日光道中)沿道は、道路整備と一体となった街道の歴史性を生かした街並みの景観形成が望まれる地区です。

このような地区では、建築物の軒・扉・窓格子などの一階部分の意匠や看板などのデザインのルールを定め、統一感と個性のある街並み景観を創出・維持していく取組に役立てる事が可能です。

【一般的な市街地】

景観づくりは、古い建物や歴史的な面影が残る特別な場所だけで取り組まれるものではありません。ごく普通の住宅地やマンション、商店や飲食店、町工場のある場所でも取り組むことができます。

例えば、親しみのある下町らしい街並みの地区では、建物の玄関周りのデザインや植木鉢などの草花の手入れ、打ち水などを作法として取り入れるなどにより、生活に根ざした下町風情のある豊かな景観を創出・継承することが可能です。

③ 景観推進地区【荒川区景観条例第9条、10条】

身近な地域の景観は、そこに生活する多様な人々の営みの中で時間をかけながら育まれ、それぞれの地域で個性的で特色ある景観が形成されています。地域特性に即した景観まちづくりを推進するためには、地域に生活する人たちの参加と合意によって、守り育てるべき景観という意識が形成され、地域の良好な景観形成に配慮していくことが求められます。

そのため、今後、景観まちなみ協定などの住民の景観まちづくり活動によって景観形成の熟度が高まった地区や、既に良好な景観が形成され保全が望まれる地区、地区の位置付け等から新たな景観形成が求められる地区等、良好な景観形成を進めていくことが特に望まれる地区について、区民・事業者・区の協働により合意形成を図った上で、順次、景観形成を推進していく地区として「景観推進地区」に指定し、個別の方針や基準等を新たに定めて地域や地区の特性に応じた質の高い景観形成を推進していきます。

景観推進地区の指定に当たっては、景観まちなみ協定などを活用し、向こう三軒両隣り等の小さい単位による自主的な景観まちづくり活動への支援をすることにより、地域や地区の特性に応じた景観形成を推進し、指定に向けた取り組みを展開していきます。

～景観推進地区における住民の提案による展開方向～

現在、地区住民による景観まちづくり活動が全国的に活性化してきており、市民団体やNPO法人などによる組織的な活動が盛んになってきています。

地区で生活する住民が主役となって地区の歴史・文化や身近な景観資源を発掘・共有し、力を合わせて努力し続けることで良好な景観が形成されます。

そのため、地区住民による主体的な景観形成の取組を支援することができるように、地区住民からの要請を受けて「景観推進地区」を指定し、きめ細かな景観誘導を推進します。

例えば、昭和の面影が残るジョイフル三ノ輪商店街周辺や、寺町の面影が残る西日暮里三丁目における景観形成への活用が考えられます。

④ 景観形成の情報提供

パンフレットや広報誌などの紙媒体やホームページなどのWEB媒体等を活用し、景観形成に関する情報提供を行います。

また、円滑な景観形成のため、区民や事業者等が景観の形成に関する提言や意見交換をする機会を設けます。

⑤ 景観フォーラムの開催

荒川区景観審議会の委員や地元の建築事務所協会や住民団体、NPO等と連携して景観フォーラムを開催し、景観計画及び景観条例の内容を区民に広くアピールし、今後の景観まちづくりへの取組の発展を図ります。

⑥ 景観アドバイザーの派遣【荒川区景観条例第 33 条】

景観まちづくりに努めようとする景観まちづくり団体や個人等の要請に応じ、景観アドバイザーの中から該当する分野の専門家を派遣し、地域の景観まちづくりに対する具体的な助言や指導等を行う制度です。

⑦ 景観に対する表彰制度【荒川区景観条例第 34 条】

良好な景観の形成に寄与している建築物やまちづくり活動等を対象に、事業者・所有者や設計者、活動そのものを表彰し、区民等の景観まちづくりに関する意識啓発を目的とした「荒川区景観賞(仮称)」の創設を検討します。

⑧ 景観協定【景観法第 81 条関係】

景観協定は、地区住民等の全員合意により、建築物や緑のデザイン等のハード面のほか、建築物の前に花を設置することや掃除当番などのソフト面の規制など、景観に関する自主的なルールを定めることができる制度です。区はこの制度の普及・啓発に取り組み、住民主体のきめ細かな景観まちづくりを支援していきます。

⑨ 景観整備機構【景観法第 92 条関係】

景観形成の担い手としてNPOや市民団体を景観整備機構に指定することを検討し、同機構と連携して良好な景観の育成に関する調査研究や景観重要建造物又は景観重要樹木の管理などの景観まちづくりの取組を推進していきます。

<解説>

名称が似ている「景観まちなみ協定」と「景観協定」の主な違いを以下に示します。

景観まちなみ協定		景観協定
荒川区景観条例	根拠法等	景観法
3軒(3人)以上の建築物等の所有者や使用者	主体	一団の土地の所有者や借地権者
2/3以上	合意	全員
建築物・工作物 その他、景観形成に係るもの	対象	建築物・工作物
看板・広告物・工作物の設置 垣・さく・塀・緑化・樹種等 その他、ソフトなルール	決められる事	用途・容積率・建築面積 壁面の位置・高さ・形態・意匠 垣・さく・塀等 その他、ソフトなルール
特に無し ただし協力依頼を続ける	違反した場合の措置	・協定運営委員会からの是正措置 ・是正措置に従わない場合は民事訴訟

その他「建築協定」は建築基準法によるもので、主に建築物を対象としています。



尾久原桜草

文政10年(1827)
「江戸名所花暦」岡山鳥編 長谷川雪旦画

「尾久の原」は現在の都立尾久の原公園辺り。桜草摘みを楽しむ娘や、弁当を広げ、杯を傾けながら川面を眺める人びとが描かれる。川面では四手網を広げた漁師が白魚を捕っている。また荷物を運ぶ船も行き交っている。

